

商品名	スーパ－教育ローン N																								
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内に在住又は在勤の方 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満であり、最終返済時の年齢が満 72 歳未満の方 ○継続して安定した収入のある方 ○教育施設(大学、短期大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等)に就学予定または就学中のご子弟を有しかつ扶養している方 ○当 JA が指定する保証機関の保証が受けられる方 ○その他当 JA が定める条件を満たしている方 																								
資金使途	○就学されるご子弟の入学金、授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全ての資金が対象です。																								
借入金額	○10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とします。 借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。																								
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日(休日の場合は翌営業日)までとします(1 年ごとの自動更新となります)。 ○新規貸越可能期間(元金据置期間)は最長 10 年です。 ※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が 65 歳になる年の契約更新日までの期間です。 ○約定返済期間(新規貸越可能期間終了後)は最長 7 年です。 																								
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○変動金利型とします。 ○お借入時の利率は、当 JA の基準金利(短期プライムレートに連動して決定される当 JA の金利)により、新規お借入時、契約更新時に見直しを行います。 ○お借入利率には、年 1.35% の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 JA の融資窓口へお問い合わせください。 																								
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○新規貸越可能期間 お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月 5 日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間 毎月 5 日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">契約金額(借入極度額)</th> <th style="width: 25%;">ご返済額(元金+利息)</th> <th style="width: 50%;">契約金額(借入極度額)</th> <th style="width: 25%;">ご返済額(元金+利息)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 万円以上 50 万円以下</td> <td>1 万円+利息</td> <td>400 万円超 500 万円以下</td> <td>7 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>50 万円超 100 万円以下</td> <td>2 万円+利息</td> <td>500 万円超 600 万円以下</td> <td>8 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 200 万円以下</td> <td>3 万円+利息</td> <td>600 万円超 650 万円以下</td> <td>9 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>200 万円超 300 万円以下</td> <td>4 万円+利息</td> <td>650 万円超 700 万円以下</td> <td>10 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>300 万円超 400 万円以下</td> <td>6 万円+利息</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当 JA 窓口あるいは ATM から貸越専用口座へ随時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済)いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。 	契約金額(借入極度額)	ご返済額(元金+利息)	契約金額(借入極度額)	ご返済額(元金+利息)	10 万円以上 50 万円以下	1 万円+利息	400 万円超 500 万円以下	7 万円+利息	50 万円超 100 万円以下	2 万円+利息	500 万円超 600 万円以下	8 万円+利息	100 万円超 200 万円以下	3 万円+利息	600 万円超 650 万円以下	9 万円+利息	200 万円超 300 万円以下	4 万円+利息	650 万円超 700 万円以下	10 万円+利息	300 万円超 400 万円以下	6 万円+利息		
契約金額(借入極度額)	ご返済額(元金+利息)	契約金額(借入極度額)	ご返済額(元金+利息)																						
10 万円以上 50 万円以下	1 万円+利息	400 万円超 500 万円以下	7 万円+利息																						
50 万円超 100 万円以下	2 万円+利息	500 万円超 600 万円以下	8 万円+利息																						
100 万円超 200 万円以下	3 万円+利息	600 万円超 650 万円以下	9 万円+利息																						
200 万円超 300 万円以下	4 万円+利息	650 万円超 700 万円以下	10 万円+利息																						
300 万円超 400 万円以下	6 万円+利息																								
担保	○不要です。																								
保証人	○当 JA が指定する保証機関(三菱 UFJ ニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																								
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情処理措置/紛争解決措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融部融資課(電話: 054-646-5143)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 JA バンク相談所(電話: 054-284-9913)でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あつせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です(JA バンク相談所を通じての利用となります。)ので、利用を希望される場合は、上記本店金融部融資課または静岡県 JA バンク相談所にお申し出ください。 																								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みには、当 JA および当 JA が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添い兼ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 JA の融資窓口までお問い合わせください。 																								